

回 (年 度)	問 題
第66回 (28年)	<p>問1 次の各問に答えなさい。</p> <p>(1) その課税期間の基準期間における課税売上高が1千万円以下の事業者については、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税の納税義務を免除することとされているが、相続があった場合については、納税義務の免除の特例が設けられている。この相続があった場合の納税義務の免除の特例について述べなさい。</p> <p>(2) 消費税法では、国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）及び特定仕入れには、この法律により、消費税を課することとされている。</p> <p>この資産の譲渡等のうち、役務の提供が国内で行われたかどうかの判定について、役務の提供の区分に応じ、その定める場所について述べなさい。</p> <p>(注) 消費税法施行規則に規定する部分については触れる必要はない。</p> <p>問2 次の(1)～(6)の各問について、選択欄から正解を選んで、その理由を述べなさい。</p> <p>(注) 1 特に断りがない限り、いずれも課税事業者である内国法人が平成28年3月中に国内において行った取引である。</p> <p>2 法令の適用に関し、満たすべき要件がある場合には、その要件をすべて満たしているものとする。</p> <p>(1) 当社は、鞆・靴販売を営み国内に支店を有する外国企業からの依頼を受け、国内の市場調査を行いました。この市場調査は、国内に新たな事業（教育産業ビジネス）を展開するためのものであることから、直接、国外の本社と契約を締結しており、調査報告書も本社に対して、データ伝送をしています。</p> <p>この市場調査に係る取引について、消費税法令の適用はどのようになりますか。</p> <p>＜選択欄＞</p> <p>課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外（不課税取引）</p> <p>(2) 当社は、外貨両替店を営んでおり、国内に旅行に来ている外国人旅行者A（国内に住所又は居所を有しない者）から依頼があり、外国通貨と邦貨を両替しました。この際、外国人旅行者Aから両替手数料を受領しています。</p> <p>この両替手数料について、消費税法令の適用はどのようになりますか。</p> <p>＜選択欄＞</p> <p>課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外（不課税取引）</p>

回 (年 度)	問 題
第66回 (28年)	<p>(3) 当社は、インターネットを介しての音楽、映像の配信サービス事業を営んでおり、国内に旅行に来ている外国人旅行者A（国内に住所又は居所を有しない者）に対して音楽の配信を行いました。</p> <p>この音楽配信に係る取引について、消費税法令の適用はどのようになりますか。</p> <p>＜選択欄＞</p> <p>課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外（不課税取引）</p> <p>(4) 当社は、日本食レストランを営んでおり、国内に旅行に来ている外国人旅行者A（国内に住所又は居所を有しない者）に対して、飲食を提供しました。</p> <p>この飲食の提供に係る取引について、消費税法令の適用はどのようになりますか。</p> <p>＜選択欄＞</p> <p>課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外（不課税取引）</p> <p>(5) 当社は、ホテル業を営んでおり、宿泊客である国内に旅行に来ている外国人旅行者A（国内に住所又は居所を有しない者）から、宿泊期間5日分の宿泊料（ルームサービス料を含む。）を受領しました。</p> <p>なお、宿泊期間中、外国人旅行者Aが部屋の備品（テレビ）を破損し、廃棄せざるを得なかったことから、宿泊料とは別に、損害賠償金を受領しています。</p> <p>この宿泊料以外に受領した損害賠償金について、消費税法令の適用はどのようになりますか。</p> <p>＜選択欄＞</p> <p>課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外（不課税取引）</p> <p>(6) 当社は、百貨店（特定商業施設）内に出店している手続委託型輸出物品販売場として許可を受けている各テナントとの間で、免税販売手続の代理契約を締結し、百貨店内に免税手続カウンターを設置しています。</p> <p>国内に旅行に来ている外国人旅行者A（国内に住所又は居所を有しない者）は、同一日に、手続委託型輸出物品販売場である甲店において、日本酒セット（税抜販売価額750,000円）を、同じく手続委託型輸出物品販売場である乙店において、ポーチ付化粧品（税抜販売価額4,000円）をそれぞれ1個購入したため、免税手続カウンターに免税手続に訪れました。</p>

回 (年 度)	問 題
第66回 (28年)	<p>この甲店及び乙店が外国人旅行者Aに対して商品を販売した取引について、消費税法令の適用はどのようになりますか。</p> <p>(注) 外国人旅行者Aの所持する旅券等の提示など具体的な免税手続や消費税法施行規則に定める事項については、触れる必要はない。</p> <p>〈選択欄〉</p> <p>課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外（不課税取引）</p> <p>(50点) (答案用紙：7枚)</p>